

令和6年厚木市農業委員会5月定例総会議事録

日 時 令和6年5月27日 月曜日 午後1時30分から午後2時05分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 山 川 宏 司

農業委員

1番 小 池 よし子

2番 早 川 暁

3番 内 海 則 行

4番 井 上 慎 一

5番 曾 根 義 久

6番 高 澤 友紀子

7番 鈴 木 好 弘

8番 三 橋 澄 夫

9番 清 田 徳 治

10番 大 矢 和 人

11番 中 丸 豊

12番 松 前 進 (会長職務代理者)

欠席者 なし

事務局出席者 事務局長 専任主幹 主幹兼農地管理係長 都市農業支援担当主幹
農地管理係主任

その他出席者 農業政策課長 副主幹兼農業政策係長

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告14件)
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について (報告9件)
- 3 国税局長からの農地等の現況に関する照会に対する調査結果について (報告1件)
- 4 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について (報告4件)
- 5 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について (報告2件)
- 6 議案第22号 農用地利用集積計画の決定について (報告33件)
- 7 議案第23号 厚木農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

<議長>

ただいまの出席委員は13人で定足数に達しております。
これより、令和6年厚木市農業委員会5月定例総会を開会いたします。
議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、6番の高澤友紀子委員、7番の鈴木好弘委員にお願いいたします。
本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。
日程に入ります。
日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告申し上げます。

今回報告する対象は、4月11日から5月10日までに受付したもので、それぞれ届出内容を精査しましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理をしたものでございます。

総括表に基づき御報告いたします。

法第4条につきましては、3件、6筆、面積は1,321.21平方メートルでございます。

法第5条につきましては、11件、17筆、面積は8,166.50平方メートルでございます。

法第4条及び第5条の総計は、14件、23筆、面積は9,487.71平方メートルでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。
日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」について議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。
相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、4月11日から5月10日までに受付した

ものについてそれぞれ内容を適正と認め、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は9人、農地の所有権を取得された相続人は9人、筆数は延べ43筆、面積は延べ18,046平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「国税局長からの農地等の現況に関する照会に対する調査結果」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「国税局長からの農地等の現況に関する照会に対する調査結果」について御報告いたします。

これは、国税等の滞納処分のため必要があることから、国税局から調査の依頼を受け、回答するもので、本件につきましては、令和6年4月17日付けで東京国税局長から、農地の現況について照会があったものでございます。

御報告する案件は1件でございます。

対象地は愛名字宮地7筆、登記地目は全て畑、現況地目は宅地、公衆用道路及び雑種地で、合計面積は1,191.77平方メートルでございます。

滞納者は愛名にお住まいのAさんでございます。

当該地は市街化区域内の土地で、現況は全て非農地であることを確認しました。

また、国の公売になった農地の入札に参加する場合、農地法の許可を受ける見込みのある者であることを証明する買受適格証明書は、必要はない旨を回答いたしました。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は4件でございます。

初めに1番でございます。

対象地は上荻野字上之原1筆、現況地目は畑、面積は1,439平方メートルです。

渡人は横浜市磯子区杉田坪呑にお住まいのBさん、受人は中町4丁目にお住まいのCさんです。

農業経営安定のための贈与による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン等。

労働力につきましては、本人及び子の3人です。

続いて2番でございます。

対象地は愛甲字川久保1筆、現況地目は畑、面積は961平方メートルです。

渡人は東京都文京区小石川1丁目にお住まいのDさん、受人は船子のE株式会社、代表取締役Fさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン等。

労働力につきましては、本人の1人です。

続いて3番でございます。

対象地は中荻野字公所海道1筆、現況地目は畑、面積は439平方メートルです。

渡人は妻田北1丁目にお住まいのGさん、受人は上荻野にお住まいのHさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、耕うん機。

労働力につきましては、本人及び配偶者の2人です。

最後に4番でございます。

対象地は飯山字下川原2筆及び同字千頭道上2筆、現況地目は全て田、合計面積は2,796平方メートルです。

渡人は東京都文京区小石川1丁目にお住まいのDさん、受人は中荻野にお住まいのIさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機。

労働力につきましては、本人の1人です。

なお、1番から4番の全てにおいて、農地法に規定する各基準については満たしております。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程4、議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程4、議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。

次に、日程5、議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<農地管理係主任>

ただいま議題となりました議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は2件でございます。

1番でございます。

対象地は猿ヶ島字狐島3筆、登記地目は畑及び田、合計面積は2,013平方メートルです。

受人は愛川町角田のJ株式会社、代表取締役Kさん、渡人は山際にお住まいのLさん外2人です。本申請は、所有権移転による資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、農業振興地域内にある農用地以外の農地であって、平成29年12月1日付けで神奈川県から農地転用許可基準上の農地区分に係る一団の集団性の判断がなされている連たんする一団の農地には属さない区域内にあたる農地を含む申請地であり、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

受人は愛川町で土木・建設業を営む法人で、現在愛川町で所有及び借りている施設が事業の拡大により手狭になったこと、また、運送コスト削減及び時間短縮のため申請されました。

申請地の東側は水路、西側は田、南側は田及び墓地、北側は道路に接しております。

北側に出入口を設け、全面アスファルト舗装し、土木・建設資材を置く計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、西側及び南側の田が隣接する箇所にはコンクリートL形擁壁、そのほかには出入口を除きコンクリートブロック2段積みを新設し、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっております。手続中でございます。

また、2,000平方メートル以上の農地転用許可申請につき、厚木市農業委員会事務処理申合せ事項により、令和6年5月1日に、役員及び地元農業委員と事務局職員で現地確認を行い事業者から計画の説明を聞いております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきま

しては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

2番でございます。

対象地は三田字宮ノ上6筆、登記地目は全て畑、合計面積は6,846平方メートルです。

受人は海老名市柏ヶ谷の株式会社M、代表取締役Nさん、渡人は三田にお住まいのOさん外1人です。

受人は、海老名市に事業本所を置く自動車車体及びその他の輸送用機器の製造・販売ならびに修理を事業として営む法人で、現在、海老名市、厚木市、寒川町及び大和市内にモータープールとして借りている施設がありますが、事業の拡大により手狭になったこと、また、厚木市内上荻野の施設が10月末での借地契約解消が決定していることから、車両置場の不足を解消するため申請されました。

申請地の東側は駐車場及び畑、西側及び北側は畑、南側は道路に接しております。

南側に出入口を設け、全面転圧・砂利敷きし、モータープールとして車両を置く計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、出入口を除き、歩車道境界ブロックを新設し、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっております、手続中でございます。

なお、申請地南側の市道を挟んだ南側には、登記地目は宅地、面積は643.28平方メートルの土地がありますが、申請地と一体利用する同一施設として同条例の事業対象区域となっております。

また、2,000平方メートル以上の農地転用許可申請につき、厚木市農業委員会事務処理申合せ事項により、令和6年5月1日に、役員及び地元農業委員と事務局職員で現地確認を行い事業者から計画の説明を聞いております。

加えて、3,000平方メートルを超える案件のため、神奈川県農業委員会ネットワーク機構に諮問することとなり、そこで許可相当と決定された際は、ネットワーク機構の意見書を添え、県に進達することになります。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程5、議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛

成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程5、議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することにしました。

次に、日程6、議案第22号「農用地利用集積計画の決定」についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただ今議題となりました、議案第22号、「農用地利用集積計画の決定」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は33件、50筆、合計集積面積は、36,221.28平方メートルでございます。

権利の種類別では、使用貸借権が30件、45筆、33,523.28平方メートル、賃借権設定が3件、5筆、2,698平方メートルでございます。

現況地目別では、田が25筆、15,727.13平方メートル、畑が25筆、20,494.15平方メートルでございます。

利用目的別では、水稻が13件、普通畑が15件、果樹が1件、水稻及び普通畑が1件となっております。

契約期間は、3年間で29件、6年間で4件。

新規設定が15件、更新設定が18件となっております。

なお、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法に規定する要件を満たしているものです。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6、議案第22号「農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 6、議案第22号「農用地利用集積計画の決定」については、原案のとおり決定されました。

次に、日程 7、議案第23号「厚木農業振興地域整備計画の変更に係る意見」についてを議題いたします。

事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました、議案第23号「厚木農業振興地域整備計画の変更に係る意見」について御説明いたします。

厚木農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画を変更するにあたり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、厚木市長から農業委員会に意見を求められたものであります。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<議長>

事務局から説明が終わりましたが、厚木農業振興地域整備計画の所管は農業政策課となります。

ここで、農業政策課の説明を求めます。農業政策課職員を入室させてください。

[農業政策課長及び副主幹兼農業政策係長入室]

<議長>

それでは、農業政策課長より説明を求めます。

<農業政策課長>

ただいま議題となりました、議案第23号「厚木農業振興地域整備計画の変更に係る意見」について御説明いたします。

厚木農業振興地域整備計画のうち、利用計画を変更することから農業振興地域の整備に関する法律施行規則に基づき農業委員会に意見を求めるものです。

区域番号C-1温水地区及びC-2戸田地区の2地区、合計4筆を農用地区域から除外するにあたり、農業委員会の意見を伺うものです。

初めにC-1温水地区の除外理由につきましては、当該土地所有者の子が将来的に農業の継承を希望しており、営農継続のため土地所有者の農地近隣への住宅建設を希望しておりましたが、該当地以外に適当な住宅用地を確保することが困難であり、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項を全て満たしていることが確認できたため、除外するものです。

続いてC-2戸田地区の除外理由につきましては、農用地区域の指定当時、定めるべきでない土地を市が定めたことから錯誤として除外するものです。

なお、今後の予定といたしまして令和6年7月を目途に当該地区の除外を完了できるよう、法令

に基づく手続を進めてまいります。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り、農業政策課職員を退室させてください。

[農業政策課長及び副主幹兼農業政策係長退室]

<議長>

これまでの説明で、本件については御理解いただけたのではないかと思います。

本議案につきましては、先ほどの事務局説明にもありましたとおり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則の規定により、農業委員会は厚木市長から意見を聴かれているものでございます。

市長への意見として、何か案はありますか。

<専任主幹>

農業委員会の役割を認識し、事務局案としてここに提案させていただきます。

厚木農業振興地域整備計画の変更に関する計画策定については、農用地の集团的活用の推進及び地域の農業振興の観点から検討したところ、実情に即したものであると判断します。

なお、厚木農業振興地域整備計画は、本市農業の基本となるものですので、計画変更にあたっては、今後とも慎重に対応されたい。

以上でございます。

<議長>

ただいま事務局案が提案されましたが、いかがでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

<議長>

異議なしの声をいただきましたので、お諮りいたします。

日程7、議案第23号「厚木農業振興地域整備計画の変更に係る意見」については、農業委員会の意見は、事務局案とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程 7、議案第23号「厚木農業振興地域整備計画の変更に係る意見」については、ただいまの事務局案とすることと決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和6年厚木市農業委員会5月定例総会を閉会いたします。

令和6年5月27日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
